



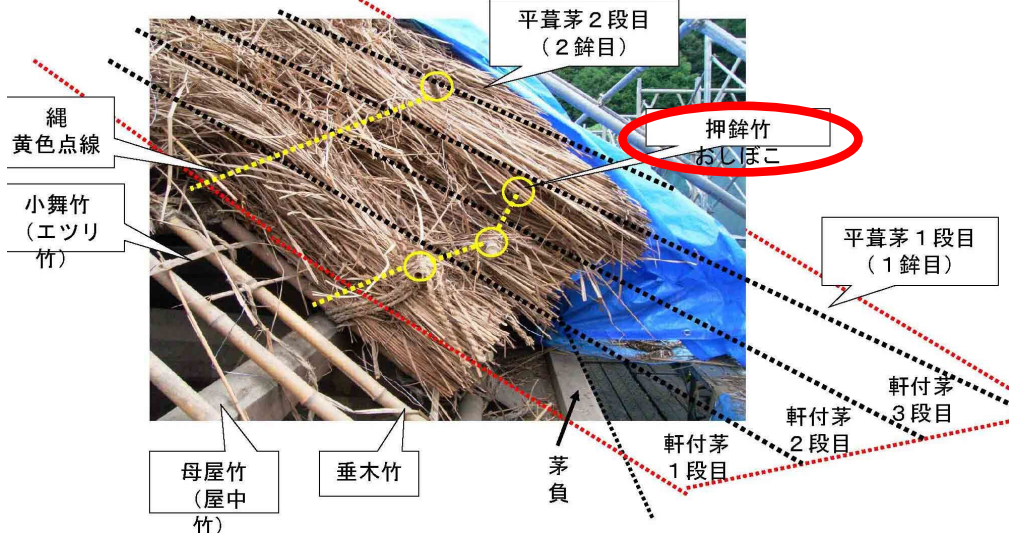
旧小池邸主屋 正面

旧柄沢村名主小池家の主屋として建築された。天保12年(1840)の棟札と天保11年の普請関連文書3点(「普請木口一色扣覚帳」、「居宅普請雇人足頼控覚帳」、「居宅普請ニ付祝儀受納覚帳」)を有し、造営時期が明らかな大型最上層民家である。昭和58年に新林公園に移築復原されて現在に至る。平成11年2月12日に市指定文化財となる。

茅葺き屋根の正面は、全体的に目減りしており、部分的に押鉾竹(オシホコタケ)という茅押え材が露出している。押鉾竹が露出すると、鉾竹を結束している藁縄が濡れ、濡れた縄を伝って雨水が茅葺き屋根にしみこむ。

通常は最初に露出する押鉾竹は直接屋根裏には通じていないが、屋根葺き地の凹みが著しくなると、屋内にもしみこみやすくなる(下記の旧福原家長屋門の屋根調査資料参照)。

対応策：来年度に差し茅することが望ましい。その前提として、今までどのような屋根補修してきたのか、年度と修理内容と修理範囲を把握する必要がある。



茅葺きの仕様調査(詳細)

2006年8月25日撮影



旧小池邸 主屋 背面

背面茅葺き屋根は、押鉾竹の露出だけでなく、葺地の凹み部分が目立つ。凹み部分がこれだけ大きく生じると、屋内の漏水する可能性が高くなる。後述のように現在も背面で2箇所程度茅葺き屋根から屋内に漏水が生じているという（報告書ではそれ以上の漏水を指摘）。来年度まで放置すれば、相当な漏水を生じることになり、差し茅では対応できなくなる危険もある。そうなる数千円程度の屋根修理費がかかる可能性がある。それは建物観察報告書が指摘する通りである。

対応策：現在、主屋天井裏に最近の屋根補修で残しておいてくれた茅束が少し残っているので、現在保有している茅で直せる必要最低限の差し茅を、背面において行うことを検討すべきである。



居間背面縁に雨漏り箇所あり



中の間置階段の中段位にも雨漏り箇所あり



旧小池邸 主屋 背面西半部の縁側杉皮屋根の破損状況

中2階部分の開口通風のために、縁側部分まで茅葺き屋根を葺き下ろさずに杉皮葺きの緩い屋根を設けている。この屋根形式はこの建物の魅力の一つで、移築前から踏襲している形式（移築前は屋根材がトタンに変更されていた）である。縁側の雨戸が格子戸形式である点もオシャレで上質である。この重要部分において、杉皮屋根の漏水が顕著になっており、屋根裏の腐朽が進行している（下写真の白い部分）。屋内にも漏水が認められる。



対応策：この部分是最優先で対応しないと、木部補修の範囲が甚大になってしまう。

最低限の手当てが梅雨前に必要である。応急策としては、現状の屋根のうえに（竹の押縁は残したままで）耐水ベニヤを仮止めして、これ以上の雨水侵入を防ぎ、最年度予算を取って修理する方法が考えられる。

なお、背面出入口の東にある杉皮屋根の張出部は、移築復原時の再現部分で、屋根は傷んでいるが、軒に水が回っていないので、縁側部分を優先すべき。



旧小池邸 主屋 雨落ち排水 東北隅の柵の危険性

この雨水柵は、深さ 40 cm 位のところに金属網があるが、通路が狭く間違っ足踏み外すと大けがをする可能性が高く大変危険である。

対応策：今まで事故はないようだが、金網高さを上げることを検討すべき。



背面出入口 雨落ち溝



正面出入口（大戸口）前の雨落ち溝

管理してくれている方のお話によると、上記雨水柵の事故は経験ないが、背面出入口の雨落ち溝に落ちた（足がはまってしまった）人はいるという。

対応策：正面出入口前の雨落ち溝には、落下防止用の踏み石が挿入されている（右上写真）ので、同じような対応が至急必要である。

なお、正面のような対応をしても、段差については年配者にはつらいそうで、長期的には車いす対応のような配慮も必要である。



旧小池邸 主屋 奥の間床の間



床の間天井落下状態

落下した際に2枚のうち1枚は割れ損した

床の間天井板が落下してるとのことで確認した。天井板2枚が落下し、うち一枚は落下の際に割れたようだ。この2枚には釘止した跡がなく、単に置いてあっただけの要である。取りあえず下写真のように戻した。この2枚は色も異なり、移築後に補足されたものである。そのために釘止できずに置いたままの状態での復旧が望ましい。



対応策：リスなどの害獣が動き回るとまた落下するかもしれないので、割れた部材ともう一枚の天井板を上面（見えない面）から仮止めして一体化し、天井裏に重しとなる木片でも載せて置きなおし、簡単に外れないようにするのが有効。素人でも十分可能だし、工事の際に手当てして可。



旧福原家長屋門 正側面全景

福原家は旧渡内村の名主で、小池邸の柄沢村とは近隣であった。しかも福原長屋門の建築年代は小池邸主屋と同じ天保期と考えられる。長屋門移築計画時には、旧福原家長屋門を旧小池邸の長屋門に見立てて配置し、藤沢の江戸末期における名主屋敷再現を提案したこともあった。平成18年～20年に新林公園内への移築復原工事が行われた。平成18年藤沢市文化財。

長屋門屋根は、風通しが良い場所にあるのと屋根補修を行ったということで、大きな問題はない。ただし竹簀子棟は周囲にルーフィングなのか鉄板なのか本来隠れているべき部材が露出している点は好ましくない。

対応策：台風などの際に当該部分がめくれ上がる可能性もあるので、その際には本来の棟形式で補修することを公園側と合意しておくべきである。



旧福原家長屋門 正面通路部分の土間叩きの凹み部分 ○部分が最大6cm程凹んでいる。



旧福原家長屋門 背面通路部分の土間叩きの凹み部分

背面側も筵で養生している部分は土間が傷んでいないが、その際は凹みが目立つ。また、背面側は通路部中央から周囲にむかって叩き土が砂状化してる点が注目される。通常、土間が割れることは多いが、割れた土間がこのように砂状化したのかどうかはよくわからない。

なお、背面西側の土間叩きは近年補修したようできれいになっているが（○印）、なぜその際に通路部を施工しなかったのか（あるいは通路部も施工したがすぐ傷んだのか）確認したい。

対応策：観察報告書が言うように、筵による養生部分の際において凹みが顕著なので、歩行者の支障になる可能性はある。したがって凹みの大きいところを中心に対応を至急検討すべきである。その際に、体験学習的に施行することも有効であろう。叩き棒をつくるところから学習し、道具は長屋門内にしまっておくなど、継続的な体験学習による維持も検討すべきであろう。

適切な指導者を探して協力を得ることができれば可能である。

なお、土間が砂状化した経緯について今後補修した後に経過観察を継続していくことが必要である。また、土間をたたいた後は6カ月くらい土間表面を養生してゆっくり乾燥させることが重要であるが、現在筵で養生しているように、通路部分だけは養生を常設することも考えても良いかもしれない。ただし見栄えの問題もあるので、慎重に考えるべきではある。

いずれにしても近年の補修記録をよく確認して、修理前と修理後の状況を写真にて確認し、通路部の破損がどうなっているのかを把握しておく必要がある。



旧福原家長屋門 通路扉門による柱と壁板の破損
扉の開閉時に門が柱と壁板をこすって傷付けている。



旧福原家長屋門 通路扉 扉足元の受木らしい部材 (○印)

扉足元の木材は、扉の足元 (横框 ヨコカド) を下方から支える受木らしい。扉は大変重いので、開閉時に扉足元を支えておくと、扉が重さで変形する (閉まらなくなってしまう) ことを防ぐのに効果的である。そのこと自体は大変良い対応であるが、実際には機能していないようで残念である。また、下框と縦框の双方を支える形式が望ましい。

対応策：まず、受木で扉を支えることの重要性を関係者全員が理解する事が基本。その上で、より効果的な受木を作成する事が望ましいが、現在の受木を使うことでも可。ただし受木設置の際 (開いた際) に扉が動かないように留意して、上写真のように門が建物を傷めないように十分気をつけることが必須である。



旧福原家長屋門 東間背面扉口

現状はコーンで無粋な結界が施されている。



同上 板戸の板破損部分

張り紙のように見えるのは、板戸の板破損部分を隠してるらしい。ご苦労には頭が下がるが、コーンと言い、張り紙上の覆いと言い、景観的にほめられたものではない。

対応策：幅 6.5 cm、高さ 70 cm、厚 6 mm程の杉板を古色塗りして上中下 3 段に釘止すればよい。土間叩きの体験学習の際に行えばよいとおもう。

総括

全体として

- ・旧小池邸主屋と旧福原家長屋門は、近世藤沢の歴史と文化を伝える重要な遺産であることを関係者全体が共通認識を持つ必要性を強く感じる。特に教育委員会と公園側との認識乖離を感じざるを得ないので、その対応には十分な対応をお願いしたい。
- ・そのために今年度から着手予定の文化財保存活用計画に全庁的に取り掛かることは重要である。
- ・その一方、机上の議論だけでなく、「現地を見て知る」ことが文化遺産にとっては基本中の基本である。そうした気持ちを醸成するためにも近隣の新林小学校との連携を軸として、子供やその家族が、こうした歴史的資産の価値と魅力に日頃から親しむ機会（体験学習、歴史講座、昔の暮らし講座、時には清掃奉仕）を教委と公園が連携して企画推進していくことが必須であろう。
- ・また、建物内に害獣被害や畳劣化（主屋）の問題があるという。こうした点については、現状の「床上非公開」を「床上公開」に切り替えて、害獣を近づけない、畳や床板などを生活感もって維持する（畳の床板も人が歩いた方が維持管理上は有効）ことに転換するべきである。
- ・体験学習の機会だけでなく、職員研修も視野に入れることも考えてほしい。
- ・一方、保守点検報告書については、単なる経過観察ではなく、本資料が記したように、破損の要因、対応手法について「修理が必要」ということだけでなく、軽微な補修（今回の例でいえば天井板の対応とか、雨落ち石対応とか、長屋門の板戸欠損部補修や扉の受木調整など）は含むようにすべきで、それ以上のものは短期的・中長期的、応急修理・本格修理など考えられる対応策の提案を具体的に示して報告してもらうようにすべきであろう。そのあたりは契約時にしっかりと伝えて専門家にも協力してもらうことが必要である。

以上